

1 目的

この計画は、消防法第8条第1項に基づき ① _____ の防火管理についての必要事項を定め、火災、地震、その他の災害の予防及び人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とし、この計画で定めたことは、居住者全員が守らなければなりません。

2 防火管理者の業務

防火管理者は次に掲げる業務を行う。

- (1) 消防署への報告及び連絡。
- (2) 居住者への火災予防対策、火災発生時及び地震発生時に近隣者が行うべき行動の呼び掛け。
- (3) 建物、屋外階段等の自主検査の実施及び報告。
- (4) 共用部分における消防用設備等② _____ の点検及び維持管理。
- (5) 居住者に対する消防訓練参加の呼び掛け。
- (6) 消防署から配布された広報紙の回覧及び管理。
- (7) 共用室・共用部分の火気の使用又は取扱いに関する監督。
- (8) その他③ _____

3 居住者が行う防火管理対策

居住者は自己の責任において次の対策を行う。

- (1) 住戸内における火気管理。
- (2) 住戸出入口防火戸の閉鎖機能の維持管理。
- (3) バルコニーにおける避難障害となる物件の除去。
- (4) 階段・通路等の共用部分における燃えやすい物及び避難障害となる物品の除去。
- (5) 消防用設備等の周囲における使用障害となる物品の除去。
- (6) 連結送水管の送水口、構内通路の周囲における使用障害となる物品の除去。
- (7) その他③ _____

4 災害対策

(1) 火災が発生した場合の自衛消防活動

ア 火災が発生させた場合又は火災を発見した居住者は大声で他の居住者に知らせる。

イ 119番通報は火災が発生させた者、発見した居住者、同一階の居住者が協力して行う。

ウ 初期消火は身の安全を確保しながら、消防隊が到着するまで居住者が協力して行う。

エ 玄関から避難できない場合にあつては、バルコニーの仕切板を破壊して隣戸から安全な場所へ避難を行う。

オ 避難する場合は、エレベーターを使用しない。

カ その他③ _____

(2) 地震時の自衛消防活動

- ア 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
- イ 使用中の火気の消火を行う。
- ウ 各設備器具は、安全を確認した後使用する。
- エ 火災や救助を必要とする者が発生したら、居住者全員で協力し合い、初期消火や初期救護を行う。
- オ その他③_____

5 消防用設備等の点検及び報告

消防用設備等は、点検設備業者に委託して行うものとし、防火管理者がその結果を受け、3年に1回伊万里・有田消防本部消防長に報告する。

6 放火安全対策

建物外又は共用部分等に可燃物等の物品を置かない。

7 その他

建物全体に及ぶ増改築等を行う場合には、別途工事中の消防計画を定める。

8 防火管理業務の一部委託について〔該当・非該当〕 該当する場合下記記入

防火管理業務の委託状況

受託者の氏名及び住所 法人にあつては名称及び事業所の所在地	氏名（名称）
	住所（所在地） TEL
	担当事務所 TEL
委託範囲	
防火管理業務の委託方法	<input type="checkbox"/> 常駐 <input type="checkbox"/> 巡回 <input type="checkbox"/> 遠隔監視